

豊明市業務継続計画



平成30年4月

豊明市

目次

第 1 章	基本的な考え方	
1	業務継続計画（BCP）策定目的	P. 1
2	業務継続計画（BCP）の効果	P. 1
3	非常時優先業務の概要	P. 2
4	地域防災計画業務継続計画（BCP）の相違点	P. 2
第 2 章	想定する災害及び被災状況	
1	想定する災害	P. 4
2	災害による市内の被害状況	P. 4
3	公共施設の被害想定	P. 6
4	公共施設の概要	P. 7
第 3 章	業務継続体制の対象と非常時の業務継続体制	
1	業務継続体制の対象	P. 8
2	非常時の業務継続体制	P. 9
3	情報の基本的な流れ	P. 10
第 4 章	職員の参集予測	
1	職員の参集	P. 11
2	参集行動	P. 12
3	職員の参集予測	P. 13
第 5 章	指揮命令系統の確立（職務代行）	P. 16
第 6 章	近隣・関係自治体、防災関係機関等の連絡先	
1	近隣・関係自治体等	P. 16
2	防災関係機関等	P. 18
第 7 章	協定締結団体	
1	地方公共団体等との協定	P. 21
2	防災関係機関等との協定	P. 22
第 8 章	非常時優先業務の遂行環境の確立	
1	非常時優先業務の遂行環境の概要	P. 24
2	非常時優先業務の選定	P. 24
3	非常時優先業務の目標開始時期	P. 25
4	災害緊急業務の個別目標時期	別表
5	通常業務の個別目標時期	別表
第 9 章	業務継続力向上のための継続的改善	
1	マニュアル等の整備	P. 26
2	職員への教育・訓練	P. 27
3	検討・見直し	P. 27

第1章 基本的な考え方

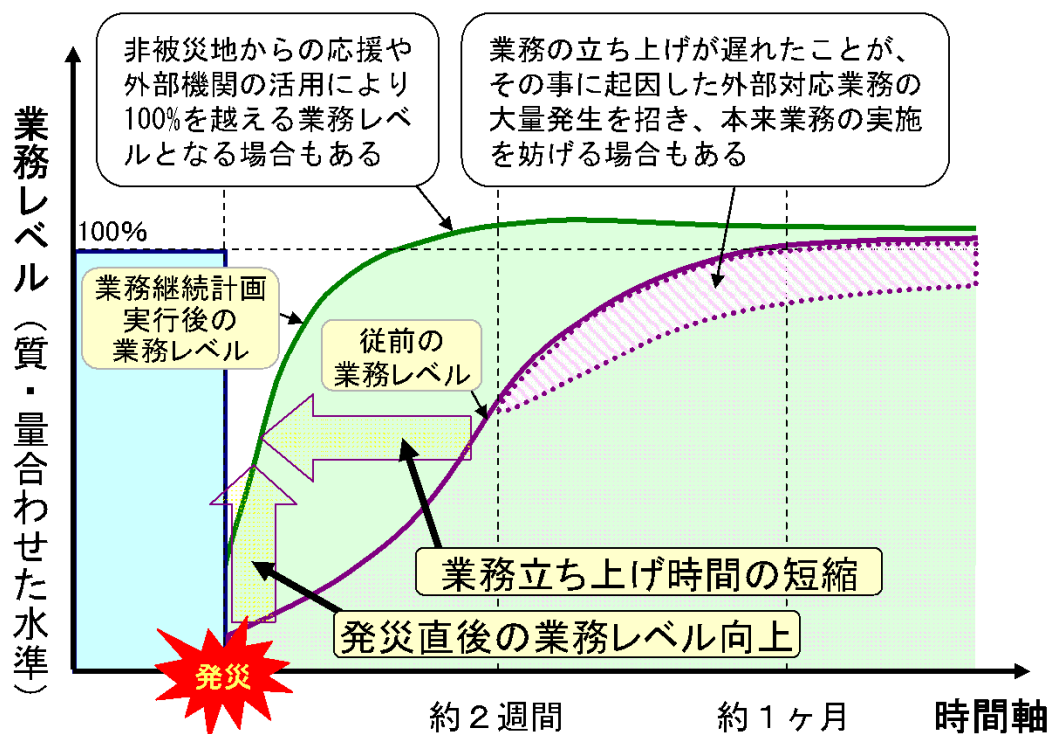
1 業務継続計画（BCP）策定目的

業務継続計画とは、ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、非常時優先業務を特定するとともに、非常時優先業務の業務継続に必要な資源の確保・配分や、そのための手続きの簡素化、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を講じることにより、大規模な地震災害時にあっても、適切な業務執行を可能にすることを目的とした計画である。

BCP : Business Continuity Plan

2 業務継続計画（BCP）の効果

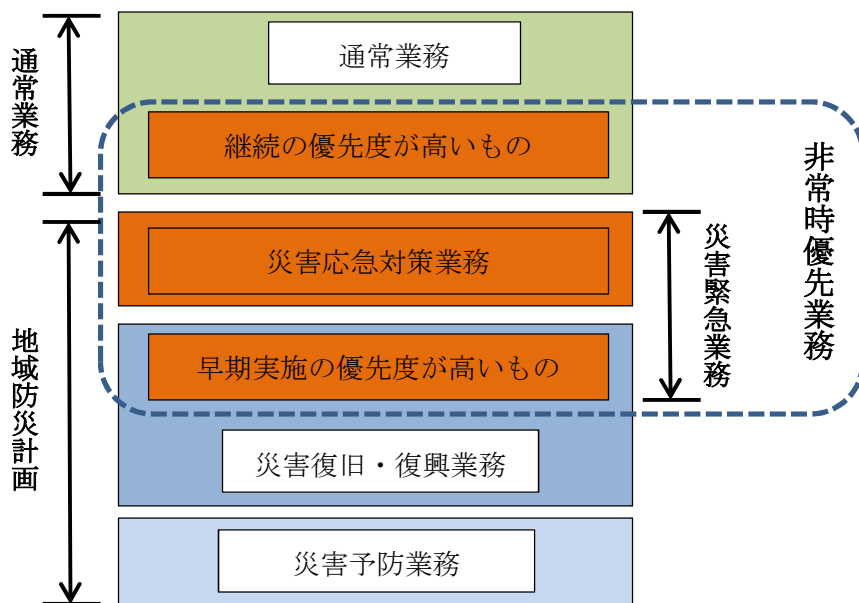
業務継続計画を策定し必要な措置を講じることにより、下図に示すように、発災直後の業務レベル向上や業務立ち上げ時間短縮等の効果を得て高いレベルでの業務継続を行える状況に改善することが可能となる。



出典：内閣府『中央省業務継続計画ガイドライン』

3 非常時優先業務の概要

- (1) 非常時優先業務とは、大規模な地震発災時にあっても優先して実施すべき業務である。
- (2) 具体的には、災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い復旧・復興業務のほか、業務継続の優先度の高い通常業務が対象となる。
- (3) 発災後しばらくの期間は、各種の必要資源を非常時優先業務に優先的に割り当てるために、非常時優先業務以外の通常業務は積極的に休止するか、又は非常時優先業務の支障とならない範囲で業務を実施する。



4 地域防災計画と業務継続計画（BCP）の相違点

本市の防災対策を定めた計画として、災害対策基本法に基づいて策定される「豊明市地域防災計画」がある。豊明市地域防災計画は、災害予防対策、災害応急対策、復旧・復興対策について実施すべき事項が定められている。

これに対し、「業務継続計画（BCP）」は、市庁舎や市職員などの行政の被災を前提とし、災害応急対策や継続性の高い通常業務を特定するとともに、限られた必要資源を活用して適切な業務遂行を行うことを目的としている。

	地域防災計画	業務継続計画（BCP）
作成主体	防災会議	市
根拠法令	災害対策基本法	根拠法令なし
計画の趣旨	発災時又は平常時に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画	発災時の限られた必要資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画（実行性の確保）
行政の被災	行政の被災は、特に想定する必要がない	庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する
対象業務	災害対策に係る業務（予防業務、応急対策業務、復旧、復興業務）	非常時優先業務（災害緊急業務及び優先度の高い通常業務）
業務開始目標時間	目標開始時間の記載はない	非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める（必要資源を確保し、目標とする時間までに、非常時優先業務を開始・再開）
業務に従事する職員の飲料水・食料等の確保	業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保に係る記載は、必要事項ではない	業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保について検討の上、記載する

第2章 想定する災害及び被災状況

1 想定する災害

海溝型大規模地震（南海トラフ地震）

2 災害による市内の被害状況

(1) 地震動【南海トラフ地震】

推定震度		7	6強	6弱	5強	5弱	4以下	合計
豊明市	面積 (km ²)	0	15.88	7.34	0	0	0	23.22
	割合 (%)	0	68.4	31.6	0	0	0	100

(2) 建物被害（全壊・焼失棟数）【南海トラフ地震】

単位：棟

区分	揺れ	液状化	山崖崩れ	津波	火災
豊明市	900	40	—	—	600
愛知県	約 47,000	約 16,000	約 600	約 8,400	約 23,000

『平成25年度豊明市被害予測データ』

『愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果』

(3) 人的被害（死者数）【南海トラフ地震】

単位：人

区分	建物倒壊		山崖崩れ	津波	火災
	うち屋内収容物移動・転倒・屋内落下物				
豊明市	60	10	—	—	—
愛知県	約 2,400	約 200	約 50	約 3,900	約 90

『平成25年度豊明市被害予測データ』

『愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果』

(4) ライフライン被害【過去地震最大モデルによる被害想定】

項目	被害予測	人数等
電力（停電軒数）	直後	26,148軒／29,380軒
上水道（断水人口）	直後	65,375人／68,815人
下水道（機能支障人口）	1日後	32,449人／54,081人
固定電話（不通回線数）	直後	6,513回線／7,318回線
携帯電話（停波基地局率）	1日後	81%
都市ガス（機能支障戸数）	直後	2,092戸／23,244戸
LPガス（機能支障世帯数）	直後	820世帯／5,125世帯

(H29.10.1 現在) 『インフラ復旧状況の想定より算出』
『愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果』

(5) ライフライン復旧状況の想定【過去地震最大モデルによる被害想定】

項目	想定復旧期間	被害予測調査結果
電力	1週間程度	直後 約89%（11%被害なし） 4日後 約1%（99%が被害なし又は復旧） 1週間後 約1%（99%が被害なし又は復旧）
上水道	4週間程度	直後 約95%（5%被害なし） 1週間後 約52%（48%が被害なし又は復旧） 1カ月後 約8%（92%が被害なし又は復旧）
下水道	3週間程度	1日後 約60%（直後は18%） （40%被害なし） 1週間後 約10%（90%が被害なし又は復旧） 1カ月後 約1%（99%が被害なし又は復旧）
通信 （固定電話）	1週間程度	直後 約89%（11%被害なし） 1週間後 約2%（98%が被害なし又は復旧） 1カ月後 約2%（98%が被害なし又は復旧）
通信 （携帯電話）	1週間程度	1日後 約81%（直後は2%） （19%被害なし） 4日後 約3%（97%が被害なし又は復旧） 1週間後 約2%（98%が被害なし又は復旧）
ガス （都市ガス）	2週間程度	直後 約9%（19%被害なし） 1日後 約9%（91%が被害なし又は復旧） 1週間後 約7%（93%が被害なし又は復旧）
ガス （LPガス）	1週間程度	直後 約16%（84%被害なし）

『愛知県庁業務継続計画（南海トラフ地震想定）』

(6) 避難者【南海トラフ地震】

避難者数	発災当日	6,718人
	発災1日後	19,049人
	発災3日後	15,966人
	発災7日後	15,195人
	発災1ヶ月後	12,267人

『豊明市地域防災計画』

(7) 震災廃棄物【南海トラフ地震】

可燃物	不燃物	合計体積
53,830m ³	77,336m ³	131,166m ³

『豊明市地域防災計画』

3 公共施設の被害想定

災害対策本部となる本庁舎、その代替施設である消防本部の被害想定については、次のとおりとした。

本庁舎（災害対策本部）と消防本部の被害想定

項目	本庁舎（災害対策本部）	消防本部
構造上の被害	発生しない	発生しない
電力	停電する （一部非常用電源設備により、11時間程度（本館18.6時間）の電力供給可能）	停電する （一部非常用電源設備により、65時間程度の電力供給可能）
電話	ほとんど通話不能	ほとんど通話不能
通信	○防災行政無線（親局） 被害は発生しない （非常用電源設備により11時間程度電力供給可能）	/
	○防災行政無線（移動局） 被害は発生しない （非常用電源設備により11時間程度電力供給可能） （バッテリーにより待機状態で最大20時間程度運用可能）	
	○災害時優先携帯電話（4台） 被害は発生しない （バッテリーにより待機状態で最大750時間程度運用可能）	
		○防災行政無線（移動局） 被害は発生しない （非常用電源設備により65時間程度電力供給可能） （バッテリーにより待機状態で最大20時間程度運用可能）
		○災害時優先携帯電話（3台） 被害は発生しない （バッテリーにより待機状態で最大480時間程度運用可能）

	○庁舎内サーバ 被害は発生しない (非常用電源設備により11時間程度電力供給可能)	○庁舎内サーバー 停電時使用不能
上水道	水道水使用不可	水道水使用不可
下水道	下水道使用不可	下水道使用不可

4 公共施設の概要

本庁舎（災害対策本部）及び消防本部の概要

項目		本庁舎（災害対策本部）	消防本部
構造		鉄筋コンクリート造	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造
規模		地上5階 地下1階	地上3階（一部4階）
床面積		10364.74㎡	3780.92㎡
非常用電源	種別	ディーゼル発電装置2基	ディーゼル発電装置1基
	容量	東館300kVA 本館150kVA	125kVA
	燃料タンク	東館950L（軽油） 本館200L（重油）	990L（軽油）
	稼働時間	東館11h 本館18.6h	65h
	無停電電源装置 稼働時間	0秒	4秒
	非常用電源設備 コンセント	東館1階 45箇所 東館2階 なし 東館3階 17箇所 東館4階 なし 本館1階 26箇所 本館2階 30箇所 本館3階 4箇所 本館4階 なし	1階 8箇所 2階 5箇所 3階 21箇所

	電気使用可能 区域	東館1階	全室	1階：署事務室、警防対策室、 休憩室 2階：本部事務室、食堂、休憩室 3階：大会議室、通信事務室、 災害対策室、情報指令室、 通信機械室
		東館2階	なし	
		東館3階	情報室、サーバ室 防災サーバ室 オペレーション室 デザインシート室 会議室10	
		東館4階	なし	
		本館1階	非常用コンセントが設 置されている場所のみ	
		本館2階	非常用コンセントが設 置されている場所のみ	
		本館3階	非常用コンセントが設 置されている場所のみ	
		本館4階	なし	

第3章 業務継続体制の対象と非常時の業務継続体制

1 業務継続体制の対象

想定対象	市内で震度6弱以上を観測したとき (全職員が参集する非常第2配備に相当)
対象組織	行政経営部、市民生活部、健康福祉部、経済建設部、出納室、 議会事務局、教育委員会、監査委員事務局

2 非常時の業務継続体制

地域防災計画に定められた以下の体制に速やかに移行する。

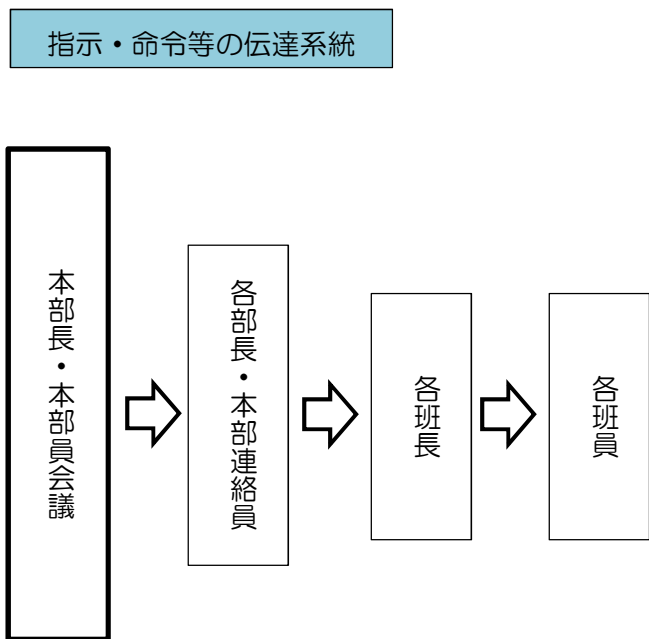
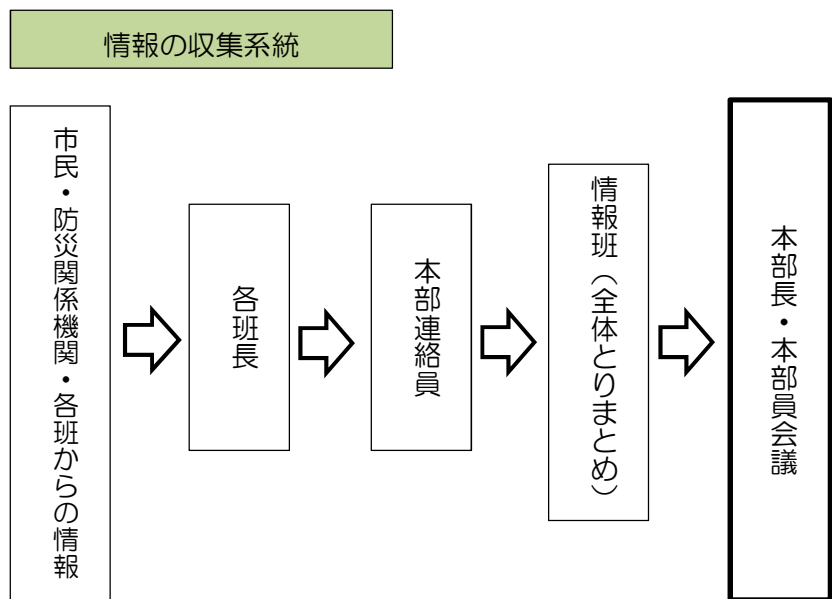
班長：担当課の課長

部	部長等	班名	班員（所属課）	班長
災対行政経営部	◎行政経営部長 ○会計管理者	情報班	秘書広報課	○
			企画政策課	
			とよあけ創生推進室	
		会計班	財政課	○
			出納室	
災対市民生活部	◎市民生活部長 ○議会事務局長	本部班	総務課	○
			防災防犯対策室	
			市民協働課	
		調査班	税務課	○
		市民班	市民課	○
		特命班	議事課	○
監査委員事務局				
災対健康福祉部	◎健康福祉部長	高齢者班	高齢者福祉課	○
		福祉班	社会福祉課	○
		児童班	児童福祉課	○
		医療防疫班	保険医療課	○
			健康推進課	
災対経済建設部	◎経済建設部長	物流班	産業振興課	○
			地域活性化推進室	
		土木班	土木課	○
		下水道・住宅班	都市計画課	○
			市街地整備推進室	
			下水道課	
環境班	環境課	○		
災対教育部	◎教育部長	教育1班	学校教育課	○
			学校支援室	
			各学校職員	
		教育2班	生涯学習課	○
			図書館	

※◎の付く者を部長、○の付く者を副部長とする。

※班長は主管班から本部連絡員を指名し、本部員会議に派遣する。

3 情報の基本的な流れ



第4章 職員の参集予測

1 職員の参集

(1) 体制

非常配備の基準	発令基準
警戒第1配備 (13名)	①市内で震度4を観測したとき。 ②東海地震調査情報(臨時)が発表されたとき。 ③状況により副市長が必要と認めたととき。
警戒第2配備 (65名)上位配備者含む	①市内で震度4を観測し、被害が発生したとき。 ②状況により市長が必要と認めたととき。
警戒第3配備 (89名)上位配備者含む	①市内で震度5弱を観測したとき。 ②状況により市長(本部長)が必要と認めたととき。
非常第1配備 (241名)上位配備者含む	①市内で震度5強を観測したとき。 ②市内の複数の地区で被害が発生したとき。 ③状況により市長(本部長)が必要と認めたととき。
非常第2配備 (361名)上位配備者含む	①市内で震度6弱を観測したとき。 ②東海地震注意情報が発表されたとき。 ③市内に甚大な被害が発生したとき。 ④状況により市長(本部長)が必要と認めたととき。
除外者	情報班・・・ 7名 会計班・・・ 3名 本部班・・・ 4名 調査班・・・ 5名 市民班・・・ 1名 特命班・・・ 0名 高齢者班・・・ 0名 福祉班・・・ 2名 児童班・・・ 26名 医療防疫班・・・ 5名 物流班・・・ 1名 土木班・・・ 1名 下水道 住宅班・・・ 3名 環境班・・・ 1名 教育1班・・・ 1名 教育2班・・・ 3名 除外者 63名

※市長、副市長、消防職除く

『平成29年10月現在 非常配備編成表より抜粋』

○非常配備体制に応じ、参集対象職員があらかじめ定められている。

○発令基準に合わせて職員は原則、勤務公署等へ自動参集する。

(2) 被災による職員参集への影響

勤務時間外に地震が発生した場合、職員は速やかに勤務公署等へ参集して応急対策に従事することとなるが、次のような要素が、職員参集やその後の対策に支障をもたらす原因となる。

- ①地震により、職員自身やその家族が負傷する。
- ②津波等により浸水が想定される地域では、安全確保のため避難行動等が必要となる。
- ③交通機関が途絶し、復旧に時間を要する。
- ④参集経路となる道路等が被害(路面の亀裂や段差、建築物等の道路への倒壊、橋梁の損壊、山・崖崩れ等)のため通行できない、あるいは迂回を要する。

2 参集行動

勤務時間外に地震が発生した場合、大半の職員は職場にいないため、初動業務への着手が少なからず遅れるほか、職員自身の被害や交通機関の支障等により、参集に相当の時間を要すると考えられる。

以下、業務継続に大きな影響を及ぼすケースとして、勤務時間外の発災を想定して職員の参集行動について示す。

(1) 地震発生時の安全確保

地震が発生したら、職員は自分自身と家族などの安全を確保することを最優先に行動する。揺れがおさまり、身の回りの安全が確認できたら、テレビやラジオ等の報道で地震関連の情報収集に努める。

特に津波等により浸水のおそれがある地域では、津波警報等の情報に注意し、自宅や周辺の状態を確認し、安全かつ迅速に避難又は参集できるように努める。

豊明市では、観測された震度に応じた非常配備体制が取られるので、どの非常配備体制から自身が参集対象となるか、非常配備体制カードを携帯するなどして、平常時から把握しておく。

(2) 勤務公署等への参集

職員は報道等で震度を知ったとき又は非常配備の指令の伝達を受けたときは、一定程度の食料・飲み物等を持参し、速やかに勤務公署等へ参集、応急対策に従事する。

ア 基本的な考え方

職員は原則として勤務公署へ参集するが、交通機関の途絶、道路の寸断等により参集に相当の時間を要すると見込まれる場合の行動は、地域防災計画（第2編 地震災害対策計画 2 動員・参集）に定めるところによる。

また、参集手段は徒歩又は自転車によることとし、原則として自家用車による参集は禁止とする。

イ 津波浸水想定域における対応

参集にあたり、職員自身や家族の安全確保が重要であることは言うまでもないが、自宅が津波浸水想定域にある場合は、津波情報等の状況により避難を優先する。

参集場所や参集経路が津波浸水想定域にある場合も、津波情報等の収集に努め、参集途上で津波の被害を受けることがないように十分に注意する。参集途上であっても、危険と感じたときは、ためらわず早急に避難等の安全確保の措置をとる。

ウ 率先避難・近隣での防災活動

津波から身を守るために避難するときは、テレビやラジオ等で正しい情報を収集し、安全かつ迅速に避難を行う。その際、周囲の住民にも避難を呼びかけつつ自ら先に立って避難行動をとる、いわゆる率先避難に努める。

エ 参集が困難な例

自宅が津波浸水想定域にあるなどのほかにも、次の事由に該当する場合も、避難又は自宅待機とし、状況を踏まえて参集する。

- ・ 家族の死亡や、家族の安否確認ができないとき
- ・ 職員又は家族が負傷し、治療又は入院の必要があるとき
- ・ 参集途上で被災者の救出・救助活動に従事する必要性が生じたとき

など

3 職員の参集予測

豊明市業務継続計画における職員参集については、以下のとおり想定する。

(1) 参集率の想定条件

	参集手段	参集率の想定
発災～3日目	徒歩 (時速3km/h)	参集場所から直線距離20km 圏内に居住する職員の70%が順次参集する。
4日目～6日目		4日目からは交通機関が復旧し、職員全体の70%が参集し、以後、順次参集する。
7日目～1ヵ月	交通機関等を使用	職員全体の98%が参集する(約2%の職員は本人又は家族の死傷等により長期間参集できないと想定)。

※職員の参集率は、阪神・淡路大震災発生時の兵庫県及び兵庫県内市町村における参集率を参考としている。兵庫県、神戸市、伊丹市、西宮市、芦屋市、宝塚市の地震発生当日の参集率の平均は約48%であり、発災から4日目までの平均は約76%である。また、芦屋市職員に対するアンケートによれば、回答した職員の19.6%が家屋等の財産被害に遭い、5.5%が参集途上に被災現場で救助活動等を行ったという。

(出典：消防科学総合センター『地域防災データ総覧 阪神・淡路大震災基礎データ編』)

これらのことから、発災から6日目までは3割の職員の参集が困難であると想定し、参集率を7割とする。

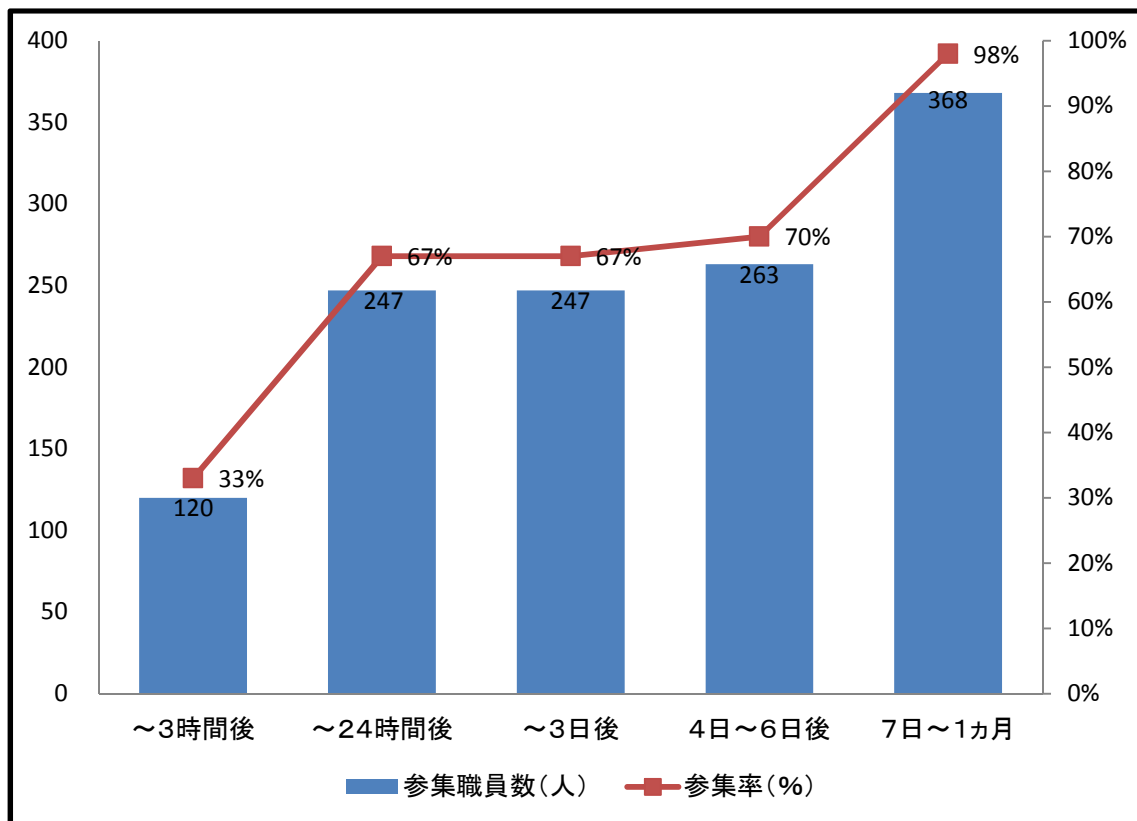
発災後	3時間後 (3km 以内)	24時間後 (20km 以内)	3日後 (20km 以内)	4日～6日後 (30km 以内)	7日～1ヵ月後 (30km 以上)
参集職員数 (人)	120	247	247	263	368
職員参集率 (%)	33	67	67	70	98

※発災後、特段の影響を受けずに参集する職員については、徒歩での参集に要する時間に準備時間（家族の安否確認、参集準備等）として一律1時間を加算するものとする。

※迂回路等を考慮して直線距離×1.26倍で算出した。

※距離については、通勤届にある勤務地までの距離としている。

※直近職員についても、市役所までの距離としている。



(2) 予測される参集職員と非常時優先業務の必要人員を比較すると、次のようになる。

発災後	3時間後 (3km 以内)	24時間後 (20km 以内)	3日後 (20km 以内)	4日～6日後 (30km 以内)	7日～1ヵ月後 (30km 以上)
参集職員数 (人)	120	247	247	263	368
必要人数 (人)	223	208	255	224	196
過不足	△119	39	△8	39	172

※上記の必要人数は、非常時優先業務に必要と見込まれる人数であり、その他の業務のための人員は含まれない。

(3) 家庭での事前の備え

職員自身や家族の身に、もしものことがあると、職員として応急対策に従事できず、市の業務継続に支障をきたすおそれがあるので、日頃からの家庭での備えも重要である。

- ① 自宅の耐震診断・耐震改修、家具類の固定、窓ガラスの飛散防止
- ② 家族どうしの連絡手段、避難場所の確認
- ③ 可能な限り1週間分程度、最低でも3日分程度の飲料水（1人1日3ℓ以上）・食料等の備蓄、簡易トイレ、携帯ラジオ、懐中電灯等の準備
- ④ 地域等で行われる防災訓練への積極的な参加

第5章 指揮命令系統の確立（職務代行）

職務代行の対象	執務代行の順位	
	第1順位	第2順位
市長	副市長	市民生活部長
副市長	市民生活部長	行政経営部長
教育長	教育部長	学校教育課長
行政経営部長	秘書広報課長	企画政策課長
市民生活部長	総務課長	防災防犯対策室長
健康福祉部長	社会福祉課長	高齢者福祉課長
経済建設部長	産業振興課長	環境課長
議会事務局長	議事課長	庶務担当係長
教育部長	学校教育課長	学校支援室長

第6章 近隣・関係自治体、防災関係機関等の連絡先

1 近隣・関係自治体等

						部外秘
近隣・関係自治体等連絡先						
No	団体名	平常時連絡先		災害時連絡先		備考
1	東郷町	電話		電話		
		FAX		FAX		
		E-mail				
2	日進市	電話		電話		
		FAX		FAX		
		E-mail				
3	みよし市	電話		電話		
		FAX		FAX		
		E-mail				
4	長久手市	電話		電話		
		FAX		FAX		
		E-mail				
5	尾張旭市	電話		電話		
		FAX		FAX		
		E-mail				
6	瀬戸市	電話		電話		
		FAX		FAX		
		E-mail				
7	春日井市	電話		電話		
		FAX		FAX		
		E-mail				
8	小牧市	電話		電話		
		FAX		FAX		
		E-mail				

9	清須市	電話		電話		
		FAX		FAX		
		E-mail				
10	北名古屋市	電話		電話		
		FAX		FAX		
		E-mail				
11	大府市	電話		電話		
		FAX		FAX		
		E-mail				
12	刈谷市	電話		電話		
		FAX		FAX		
		E-mail				
13	豊根村	電話		電話		
		FAX		FAX		
		E-mail				
14	長野県上松町	電話		電話		
		FAX		FAX		
		E-mail				
15	島根県雲南市	電話		電話		
		FAX		FAX		
		E-mail				
16	東京都品川区	電話		衛星電話		
		FAX				
		E-mail				
17	東京都大田区	電話		衛星電話		
		FAX				
		E-mail				
18	神奈川県横浜市	電話		衛星電話		
		FAX				
		E-mail				
19	神奈川県大磯町	電話		衛星電話		
		FAX				
		E-mail				
20	神奈川県小田原市	電話		衛星電話		
		FAX				
		E-mail				
21	神奈川県箱根市	電話		衛星電話		
		FAX				
		E-mail				
22	静岡県函南町	電話		衛星電話		
		FAX				
		E-mail				
23	静岡県三島市	電話		衛星電話		
		FAX				
		E-mail				
24	静岡県長泉町	電話		衛星電話		
		FAX				
		E-mail				
25	静岡県清水町	電話		衛星電話		
		FAX				
		E-mail				
26	静岡県藤枝市	電話		衛星電話		
		FAX				
		E-mail				
27	静岡県掛川市	電話		衛星電話		
		FAX				
		E-mail				

28	静岡県袋井市	電話		衛星電話		
		FAX				
		E-mail				
29	三重県桑名市	電話		衛星電話		
		FAX				
		E-mail				
30	三重県鈴鹿市	電話		衛星電話		
		FAX				
		E-mail				
31	三重県亀山市	電話		衛星電話		
		FAX				
		E-mail				
32	滋賀県甲賀市	電話		衛星電話		
		FAX				
		E-mail				
33	滋賀県湖南市	電話		衛星電話		
		FAX				
		E-mail				
34	滋賀県草津市	電話		衛星電話		
		FAX				
		E-mail				
35	滋賀県大津市	電話		衛星電話		
		FAX				
		E-mail				

2 防災関係機関等

						部外秘
防災関係機関等緊急連絡先						
No	団体名	平常時連絡先		災害時連絡先		備考
1	愛知中部水道企業団	電話		電話		
		FAX		FAX		
2	東部知多衛生組合	電話		電話		
		FAX		FAX		
3	中京競馬場	電話		電話		
		FAX		FAX		
4	名古屋競馬株式会社	電話		電話		
		FAX		FAX		
5	名古屋競馬株式会社 東駐車場管理事務所	電話		電話		
		FAX		FAX		
6	学校法人桜花学園	電話		電話		
		FAX		FAX		
7	名古屋短期大学	電話		電話		
		FAX		FAX		
8	愛知県防災航空隊	電話		電話		
		FAX		FAX		
9	愛知豊明花き流通組合	電話		電話		
		FAX		FAX		
10	愛知豊明花き地方卸売市場	電話		電話		
		FAX		FAX		
11	愛知石油組合 名古屋第6地区	電話		電話		
		FAX		FAX		
12	ピアゴ株式会社	電話		電話		
		FAX		FAX		

13	フジバン株式会社 豊明工場	電話		電話	
		FAX		FAX	
14	あいち尾東農業協同組合	電話		電話	
		FAX		FAX	
15	生活協同組合コープあいち	電話		電話	
		FAX		FAX	
16	中部ケーブル ネットワーク株式会社	電話		電話	
		FAX		FAX	
17	コカ・コーラセントラルジャ パン株式会社	電話		電話	
		FAX		FAX	
18	国土交通省 中部地方整備局	電話		電話	
		FAX		FAX	
19	社団法人愛知県公共嘱託登記土 地家屋調査士協会本部	電話		電話	
		FAX		FAX	
20	三浦測量登記事務局	電話		電話	
		FAX		FAX	
21	トヨタケユニティ 株式会社	電話		電話	
		FAX		FAX	
22	一般社団法人愛知県産業廃棄 物協会	電話		電話	
		FAX		FAX	
23	寿がきや食品株式会社	電話		電話	
		FAX		FAX	
24	東名古屋豊明市医師会	電話		電話	
		FAX		FAX	
25	豊明市薬剤師会	電話		電話	
		FAX		FAX	
26	愛豊歯科医師会	電話		電話	
		FAX		FAX	
27	ヤフー株式会社	E-mail		電話	
				FAX	
28	ヤマト運輸株式会社 三河主管支店豊明支店	電話		電話	
		FAX		FAX	
29	中部電力株式会社 緑営業所	電話		電話	
		FAX		FAX	
30	社会福祉法人 豊明福祉会（メイツ）	電話		電話	
		FAX		FAX	
31	社会福祉法人 福田会（ゆたか苑・豊明苑）	電話		電話	
		FAX		FAX	
32	グループホーム ひびきの家	電話		電話	
		FAX		FAX	
33	グループホーム びいす	電話		電話	
		FAX		FAX	
34	グループホーム ファミリアおおくて	電話		電話	
		FAX		FAX	
35	豊明老人保健施設	電話		電話	
		FAX		FAX	
36	豊明第2老人保健施設	電話		電話	
		FAX		FAX	
37	ケアタウン豊明	電話		電話	
		FAX		FAX	
38	勅使苑	電話		電話	
		FAX		FAX	
39	くつかけホーム	電話		電話	
		FAX		FAX	
40	一般社団法人全日本冠婚葬祭 互助協会	電話		電話	
		FAX		FAX	
41	独立行政法人 水資源機構	電話		電話	
		FAX		FAX	

42	王子コンテナ株式会社 名古屋工場	電話		電話	
		FAX		FAX	
43	愛知県LPガス協会 中央支部愛豊分会	電話		電話	
		FAX		FAX	
44	株式会社 アベックス	電話		電話	
		FAX		FAX	
45	株式会社 サンフレッシュルーム	電話		電話	
		FAX		FAX	
46	豊明郵便局	電話		電話	
		FAX		FAX	
47	豊明前後郵便局	電話		電話	
		FAX		FAX	
48	豊明新栄郵便局	電話		電話	
		FAX		FAX	
49	豊明団地内郵便局	電話		電話	
		FAX		FAX	
50	豊明吉池郵便局	電話		電話	
		FAX		FAX	
51	あいおいニッセイ 同和損害保険株式会社	電話		電話	
		FAX		FAX	
52	豊明造園組合 有限会社 庭和	電話		電話	
		FAX		FAX	
53	豊明造園組合 有限会社 翠保造園	電話		電話	
		FAX		FAX	
54	豊明造園組合 庭一	電話		電話	
		FAX		FAX	
55	豊明造園組合 相羽造園株式会社	電話		電話	
		FAX		FAX	
56	株式会社 毛受建材	電話		電話	
		FAX		FAX	
57	豊明建設業協会 加藤工務店	電話		電話	
		FAX		FAX	
58	豊明小学校	電話		電話	
		FAX		FAX	
59	栄小学校	電話		電話	
		FAX		FAX	
60	中央小学校	電話		電話	
		FAX		FAX	
61	沓掛小学校	電話		電話	
		FAX		FAX	
62	双峰小学校	電話		電話	
		FAX		FAX	
63	大宮小学校	電話		電話	
		FAX		FAX	
64	唐竹小学校	電話		電話	
		FAX		FAX	
65	三崎小学校	電話		電話	
		FAX		FAX	
66	館小学校	電話		電話	
		FAX		FAX	
67	豊明中学校	電話		電話	
		FAX		FAX	
68	栄中学校	電話		電話	
		FAX		FAX	
69	沓掛中学校	電話		電話	
		FAX		FAX	
70	豊明高校	電話		電話	
		FAX		FAX	

第7章 協定締結団体

1 地方公共団体等との協定

協定数	協定名称	地方公共団体名等	主な内容
1	相互応援協定	瀬戸市、尾張旭市、日進市、東郷町、長久手市 (平成8年8月30日)	◇災害時の各種応援
2	東海道五十三次市区町 災害時相互応援協定	【東京都】品川区、大田区 【神奈川県】横浜市、大磯町、小田原市、箱根市 【静岡県】函南町、三島市、長泉町、清水町、 藤枝市、掛川市、袋井市 【三重県】桑名市、鈴鹿市、亀山市 【滋賀県】甲賀市、湖南市、草津市、大津市 (平成9年12月4日)	◇生活必需品の提供及びその供給に必要な資機材の提供 ◇救助、医療救護及び防疫に必要な資機材及び物資の提供 ◇応急、復旧活動に必要な職員の派遣 ◇その他特に必要と認められた要請
3	水道災害相互応援覚書	県及び県内全市町村、水道組合 (昭和53年3月29日)	◇災害時応急給水、復旧、資機材の供与
4	一般廃棄物に係る災害 相互応援協定	県内全市町村及び衛生組合 (平成8年3月12日)	◇災害時応急給水、復旧、資機材の供与
5	愛知県内広域消防相互 応援協定	県内全市町村、消防組合 (平成15年4月1日)	◇地震、風水害、その他大規模災害時の 応援
6	愛知県防災ヘリコプ ター支援協定	県及び県内全市町村、消防組合 (平成19年8月1日)	◇防災航空隊の派遣
7	災害時における避難所 に関する覚書	東郷町 (平成24年3月26日)	◇災害時における東沓掛区若王子地内の 住民の町立兵庫小学校体育館への避難者 受け入れ
8	災害時における一時避 難場所及び避難所解説 に関する協定	愛知県立豊明高等学校 (平成25年1月29日)	◇グラウンドを一時避難場所として使用 すること ◇体育館を避難所として使用すること
9	災害時等相互応援に関 する協定	長野県木曾郡上松町 (平成28年5月16日)	◇被災者の救出、医療、防疫、施設の応 急復旧等の必要な資機材の提供 ◇食料及び生活必需物資並びにその提供 に必要な資機材の提供 ◇職員の派遣
10	災害時等相互応援に関 する協定	豊根村 (平成28年9月30日)	◇被災者の救出、医療、防疫、施設の応 急復旧等の必要な資機材の提供 ◇食料及び生活必需物資並びにその提供 に必要な資機材の提供 ◇職員の派遣
11	災害時等相互応援に関 する協定	島根県雲南市 (平成29年1月12日)	◇被災者の救出、医療、防疫、施設の応 急復旧等の必要な資機材の提供 ◇食料及び生活必需物資並びにその提供 に必要な資機材の提供 ◇職員の派遣

2 防災関係機関等との協定

協定数	協定名称	地方公共団体名等	主な内容
1	郵便物等災害支援協力覚書	豊明郵便局 (平成10年4月1日)	◇災害の各種応援 ◇道路被害情報
2	広域避難場所覚書	日本中央競馬会中京競馬場名古屋競馬(株) (平成14年12月20日)	◇中京競馬場の広域避難場所等としての施設の使用 ◇中京競馬場における活動・応援物資の配送拠点としての施設の使用
3	物資配送拠点覚書	愛知豊明花き流通組合 (平成15年4月1日)	◇愛知豊明花き市場の物資配送拠点等としての施設の使用 ◇愛知豊明花き市場における活動・応援物資の配送拠点
4	災害応急業務協力協定	愛知県石油商業組合名古屋第6地区 (平成16年7月1日)	◇情報の提供 ◇資機材、燃料の提供
5	災害時物資調達協定	ユニー(株)豊明店 (平成17年3月1日)	◇日用品、食料品、水の提供
6	災害時物資調達協定	フジパン(株)豊明工場 (平成17年3月1日)	◇食料品の提供 ◇生活用水(井戸水)の提供
7	災害時物資調達協定	あいち尾東農業協同組合 (平成17年3月10日)	◇食料品(米)、物資、ゴミ袋の提供
8	災害時物資等緊急輸送協定	株式会社毛受建材 (平成17年7月11日)	◇物資(生活用水等)の緊急輸送
9	災害時応急生活物資供給協定	生活協同組合コープあいち (平成27年7月22日)	◇食料品(米)、物資の提供
10	災害時における放送要請協定	中部ケーブルネットワーク株式会社 (平成17年9月1日)	◇災害時における放送要請
11	災害時における避難所施設利用に関する覚書	社会福祉法人豊明福祉会 (平成18年8月1日)	◇知的障がい者(児)向け避難所としての施設の使用
12	災害時における避難所施設利用に関する覚書	社会福祉法人福田会 (平成23年2月1日)	◇身体障がい者向け避難所としての施設の提供
13	災害時における物資提供に関する協定	コカ・コーラセントラルジャパン株式会社 (平成23年7月1日)	◇救援物資(飲料水)の提供
14	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省中部整備局 (平成23年8月1日)	◇重大な災害発生時又は発生の恐れがある場合において各種の情報交換をする
15	災害時の応急対策の協力に関する基本協定書	社団法人愛知県公共嘱託登記士地家屋調査士協会 (平成24年7月2日)	◇災害の予防並びに災害時の応急対策の協力
16	地震等大規模災害時における災害廃棄物の収集運搬の協力に関する協定	トヨタケユニティ株式会社 (平成25年5月30日)	◇災害時に一時的に大量発生する生活用品(家具、家電等)、し尿、浄化槽汚泥の廃棄協定
17	災害時における物資調達に関する協定	寿がきや食品株式会社 (平成25年12月13日)	◇救援物資(食料品及び市が指定する物資)の提供
18	災害時の医療救助に関する協定書	東名古屋豊明市医師会 (平成24年3月1日) 豊明市薬剤師会 (平成24年8月1日) 愛豊歯科医師会 (平成24年10月1日)	◇救護所の開設等
19	災害時における廃棄物の処理等に関する協定	一般社団法人愛知県産業廃棄物協会 (平成25年10月25日)	◇災害時に発生する災害廃棄物の撤去及び収集運搬

20	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社 (平成26年3月13日)	◇豊明市の防災情報の掲載
21	災害時における緊急物資輸送等に関する協定	ヤマト運輸株式会社三河主管支店豊明支店 (平成26年3月25日)	◇金融物資輸送手段の提供等
22	中部電力株式会社浜岡原子力発電所の安全確保に係る連絡体制に関する覚書	中部電力株式会社 (平成23年9月30日)	◇浜岡原発異常時の通報、対策の報告
23	災害時における避難所としての施設利用に関する協定	グループホームひびきの家他全市内8施設 (平成26年12月18日)	◇災害時に施設の一部を要配慮者等の避難所として提供
24	豊明市災害時における遺体の安置等の協力に関する協定	一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会 (平成27年3月4日)	◇遺体を安置する施設等の提供
25	愛知用水管理用道路の避難経路としての使用に関する協定	独立行政法人水資源機構 (平成27年3月16日)	◇災害時に広域避難場所までの避難経路としての提供
26	災害における物資提供等に関する協定	王子コンテナ株式会社名古屋工場 (平成28年8月1日)	◇段ボールベッド、段ボールパーティション、段ボールトイレの提供
27	災害時における液化石油ガス等の優先供給等に関する協定	愛知県LPGガス協会中央支部愛豊分会 (平成28年11月21日)	◇液化石油ガスの提供 ◇液化石油ガス用コンロの提供
28	災害時資機材等の提供に関する協定	豊明花き株式会社 (平成29年3月21日)	◇フォークリフト、パレット、台車、操作員の提供
29	災害時における提供協力に関する協定	株式会社アベックス (平成29年1月30日)	◇10,000カップ以内の無償提供 ◇飲料水、お湯の無償提供
30	豊明市災害時における物資調達に関する協定	株式会社サンフレッシュルーム (平成29年6月12日)	◇食糧、飲料の提供
31	災害時における豊明市と豊明市内郵便局の協力に関する協定	豊明市内郵便局5局 (平成29年7月6日)	◇車両の提供 ◇避難所リスト等の情報の相互提供 ◇郵便局ネットワークを活用した広報活動 ◇郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策 ◇道路等の損傷状況の情報提供 等
32	連携に関する包括協定	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 (平成29年7月25日)	◇安全なまちづくりに関すること ◇地域貢献に関すること ◇災害・震災対策に関すること ◇介護福祉事業支援に関すること
33	応急対策業務に関する協定	豊明造園組合 (平成29年7月27日)	◇車両・資機材の提供 ◇労力の提供
34	物資搬送等に関する協定	株式会社名孝高速 (平成29年10月12日)	◇備蓄品等の搬送 ◇保冷が必要な救援・支援物資の保管 ◇公用車等への燃料の供給

第8章 非常時優先業務の遂行環境の確立

1 非常時優先業務の遂行環境の概要

非常時優先業務の遂行環境については、以下に概要を示す。

項目	主な課題	主な対応方針
職員	<ul style="list-style-type: none"> ○スムーズな参集と参集予測 ○部局横断的な協力体制の構築 ○管理職等が不在の場合の意思決定 	<ul style="list-style-type: none"> ○迅速な参集体制の整備 ○部局応援体制の整備 ○各種マニュアルの作成
庁舎等	<ul style="list-style-type: none"> ○代替施設の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○代替施設の確保とバックアップ機能の充実
電気	<ul style="list-style-type: none"> ○停電時に備えた非常電源の確保 ○発災時における燃料の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○非常用発電機の確実な起動体制 ○協定等による燃料供給体制の確保
通信	<ul style="list-style-type: none"> ○多様な連絡手段の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○各施設の通信設備の充実 ○職員一斉招集メールの整備 ○LINEの活用
情報システム	<ul style="list-style-type: none"> ○ICT部門業務継続計画の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○定期的な災害対応訓練とICT-BCPの改善 ○ICT-BCPによる中長期的な環境整備
執務環境	<ul style="list-style-type: none"> ○安全な執務環境の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○備品等の転倒防止対策 ○ガラスの落下・飛散防止 ○臨時の執務場所の検討
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ○職員向けトイレ対策 	<ul style="list-style-type: none"> ○庁舎敷地内のマンホールトイレ整備 ○職員用簡易トイレの確保 ○協定による給排水設備の早期復旧
食糧・飲料水	<ul style="list-style-type: none"> ○持参の周知 ○個人備蓄の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ○各自が持参する ○個人備蓄する
水道	<ul style="list-style-type: none"> ○断水に備えた非常用水源確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○貯水槽の設置 ○飲料水の備蓄
燃料	<ul style="list-style-type: none"> ○公用車の燃料確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○予備燃料の確保 ○協定による燃料供給体制確保
公用車	<ul style="list-style-type: none"> ○公用車の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○協定により車両供給体制確保

2 非常時優先業務の選定

(1) 業務継続の対象期間

発災直後～1カ月

(2) 業務継続体制の対象

市内で震度6弱以上を観測したとき（全職員が参集する非常第2配備に相当）

(3) 業務継続の基本方針

市は、大規模災害時における非常時優先業務については、次の方針に基づいて業務継続を図るものとする。

①災害発生時においては、市民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限にとどめるため、地域防災計画に位置づけられた災害緊急業務を最優先する。

②発災から72時間までは、人命に係る災害緊急業務に重点をおくこととなるため、市民生活、施設等の維持管理に著しい影響を与える通常業務以外はいったん停止する。

③休止、縮小する通常業務は、平常時における重要性をもって判断するのではなく、市民の生活の維持等に係る重要度をもって判断する。

④市の公共施設（福祉体育館、公民館、図書館等）は、避難所等の災害緊急業務として使用する場合以外は、一般利用を休止する。

⑤イベント、会議等は、原則として中止、延期する。

⑥災害復旧・復興業務は、災害応急対策業務と並行し早期に実施すべき基本的な業務を対象とする。

⑦継続の優先度が高い通常業務は、人命に係る災害緊急業務に影響を与えない範囲で、順次再開する。

3 非常時優先業務の目標開始時期

	区分	災害緊急業務		通常業務	
		業務数（累計）	割合	業務数（累計）	割合
A	3時間以内	31（31）	41.3%	18（18）	15.6%
B	24時間以内	9（40）	12.0%	4（22）	3.5%
C	3日以内	13（53）	17.3%	17（39）	14.8%
D	1週間以内	14（67）	18.6%	37（76）	32.2%
E	2週間以内	4（71）	5.3%	12（88）	10.4%
F	1カ月以内	4（75）	5.3%	27（115）	23.5%
G	停止			(299)	
合計		75	100%	115	100%

※通常業務のうち停止業務は合計に含めない。

※端数処理により合計が100%にならない場合があります。

4 災害緊急業務の個別目標時期

豊明市業務継続計画別表のとおり

5 通常業務の個別目標時期

豊明市業務継続計画別表のとおり

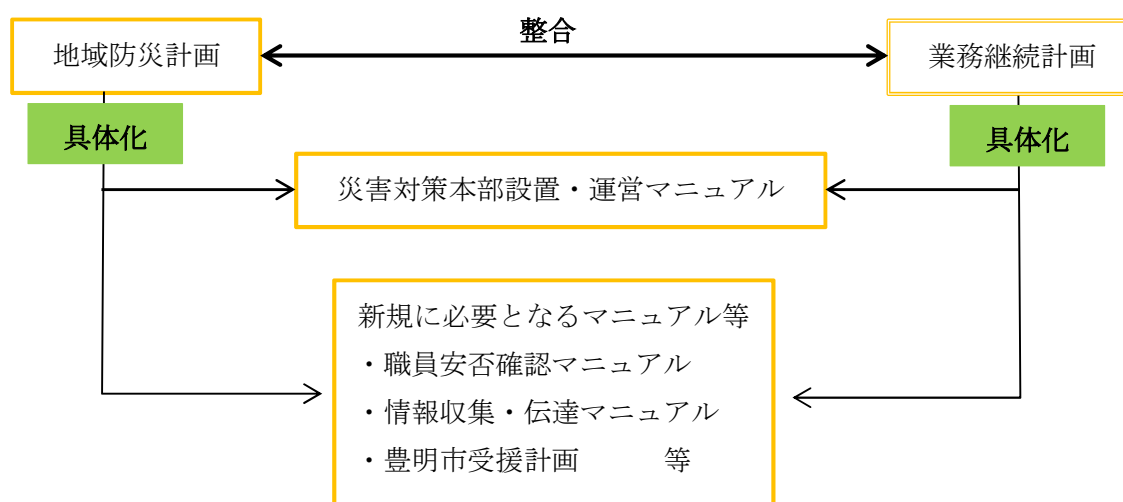
第9章 業務継続力向上のための継続的改善

本計画は、一定の前提を踏まえて検討・策定したものであるため、これをもって業務継続体制が完成しているものではない。今後、災害発生時に実際に機能する計画とするためには、関連する各種マニュアル・計画等を各部局が整備していく必要があるほか、訓練・研修及び災害経験による新たな課題を踏まえて計画の実行性等を点検し、是正していくとともに、他の自治体の被災経験等を通じて必要な対策を講じるなど、継続してレベルアップに取り組む必要がある。



1 マニュアル等の整備

現在、災害対策本部には、地域防災計画による災害対策本部を運営するうえで必要な災害対策本部設置・運営マニュアルを策定予定である。各部においても災害応急対策の実効性を高めるため、マニュアル等を整備するものとする。



2 職員への教育・訓練

発災時における円滑な業務継続のためには、本計画を全職員に周知し、業務継続の重要性及び各自の職務等の理解を進めるとともに、訓練・研修を通じて職員の対応能力の向上を図ることが重要である。

- ①防災防犯対策室は、本計画の説明会及び研修を実施し、周知徹底を図る。
- ②各部局は、発災時に非常時優先業務を確実に遂行するため、本計画及び地域防災計画に基づき、非常時優先業務の目標復旧時間を考慮した各種マニュアルを作成する。また、防災防犯対策室と調整のうえ、マニュアルに沿った教育・訓練計画を策定し実施する。
- ③防災防犯対策室は毎年実施している防災訓練等に本計画の視点も取り入れ、実施するよう努める。
- ④人事異動があった場合には、異動職員に対して、発災時に非常時優先業務を遂行するため、どのような行動をとるべきか教育を行い、業務継続力の維持を図る。
- ⑤執務する場所の防災対策及び自宅も含めた日常的な防災対応により業務継続力の向上を図る。

【研修・訓練の例】

- ・職員参集訓練
- ・災害対策本部設置運用訓練
- ・各種マニュアルに基づく研修・訓練

【自宅での対応】

- ・自宅の耐震化
- ・家具の転倒防止等
- ・非常持ち出し品や非常備蓄品の準備
- ・家族の安否確認方法の決定

3 検討・見直し

業務継続計画を、発災時に実際に機能する計画とするため、訓練や被災経験等を通じて定期的に計画の実行性を点検し、これを是正することでレベルアップを図っていく。

- ①防災防犯対策室は、本計画の適切な運用を実現するため、教育・訓練の評価を踏まえた見直しを適宜行う。また、地域防災計画の修正や、機構改革等が行われた場合にも、必要に応じて本計画の見直しを行う。
- ②各部局は、本計画に基づいて作成したマニュアルについて、教育・訓練の評価を踏まえた点検・見直しを適宜行う。また、本計画の見直しがあった場合には、必要に応じてマニュアルの点検・見直しを行う。

豊明市業務継続計画（南海トラフ地震想定）

平成30年 3月作成

豊明市市民生活部 防災防犯対策室

〒470-1195 豊明市新田町子持松1番地1

電話 0562-92-8305

FAX 0562-92-1141

E-mail bousai@city.toyoake.lg.jp
